

1 駐車場設置時の支柱省略工事について

現在、浄化槽を駐車場に設置する場合は、すべての浄化槽について支柱を立てることになっていますが、10月1日以降は、次の(1)に示す要件を満たす場合において、(2)に示す工事仕様に基づき工事を行う場合は、支柱を省略して設置することができます。(ただし、市町村によって対応が異なる場合がありますのでご確認ください。)

(1) 支柱省略工事を行うことができる要件

要 件	理 由 等
① 日本建築センターの駐車場設置に関するFRP評定を取得した浄化槽であること。	FRP強度評定
② 駐車する車両の総重量(積載重量を含む)が2,000kg以下であること。	FRP評定の強度基準
③ 原則として戸建ての専用住宅であること。	駐車する車両の総重量が2,000kg以下に限定されていることから、駐車車両が確定できる場合でなければならない。
④ 貸家住宅又は建売住宅でないこと。	
⑤ 不特定の車両が利用するものでないこと。 (来客用駐車場は不可)	

(2) 支柱省略工事を行う場合の工事仕様

項 目	工 事 仕 様
①浄化槽の設置位置	● マンホールの上に車輪が直接乗らないように設置すること。
②上部スラブ工事	● 広さは、メーカーの指示する仕様とすること。 ● 高さ、配筋等は、「浄化槽適正工事マニュアル」の標準施工の場合以上とすること。
③基礎底盤工事	● 「浄化槽適正工事マニュアル」の標準施工の場合以上とすること。
④駐車車両制限の表示	● 車両総重量(積載重量を含む)が2,000kgを超える車は駐車できないことを表示したプレート(耐候性、耐久性を備えたもの)を駐車場の見やすい位置に設置すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> * 県建築課からの指示 駐車場利用者(後日売却された場合を含む)が明確に認識できる必要がある。 </div>
⑤その他	● 浄化槽の上をピットにして設置する場合は、対象外とする。 ● その他の工事仕様は、「浄化槽適正工事マニュアル」によること。 ● 浄化槽メーカーから特に指示がある事項は、それによること。

(3) 支柱省略工事を行う場合の設置手続き等について

- ① 設置届出書又は浄化槽審査書に、「一般財団法人日本建築センターのFRP評定書(資料1)」及びメーカーが発行する「支柱省略工事を行う場合の工事仕様書(資料2)」を添付して提出しなければなりません。
- ② 浄化槽設備士は、設置者に対し、浄化槽上部に駐車できる車両の条件や施工上の制約があること等について、メーカーが発行する「支柱省略工事を行う場合の工事仕様書」等を用いて事前に十分に説明することとなっています。

(4) 工事完了後

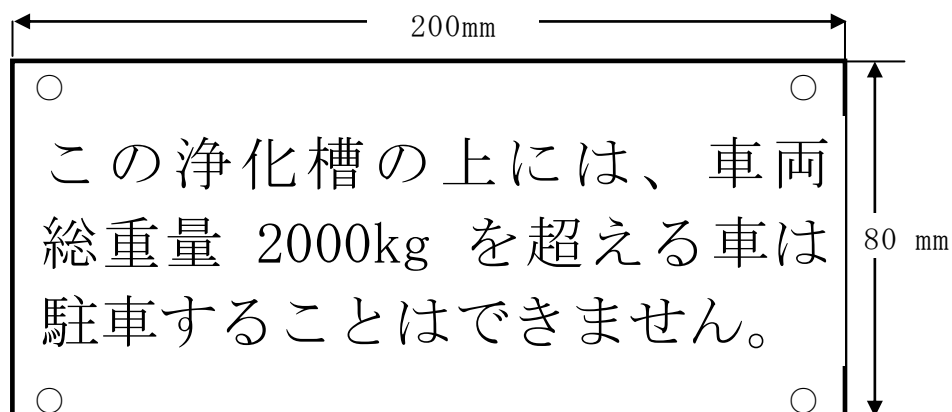
- ① 浄化槽設備士は、工事が完了した時は、「支柱省略工事の完了チェックリスト(資料3)」により自ら工事の状況をチェックすることとなっています。
 - * 市町村から提出を求められる場合があります。
- ② 浄化槽設備士は、浄化槽メーカーの指示通りに工事を行ったことを示す写真「支柱省略工事の状況を示す写真(資料4)」を作成することとなっています。
 - * 市町村から提出を求められる場合があります。

(5) 駐車車両制限表示プレートの設置について

駐車車両制限表示プレートの規格及び取り付け位置は下表のとおりとする。

1. 材質	ステンレス製
2. 大きさ	200mm×80mm
3. 厚さ	1.2mm以上
4. 印字方法	掘り込み文字
5. 印字文字	この浄化槽の上には、車両総重量2000kgを超える車は駐車することはできません。
6. 取り付け位置	上部スラブの浄化槽マンホール間

○駐車車両制限表示プレートの例



※ 設置届出時に提出するメーカー発行の「支柱省略工事を行う場合の工事仕様書」は、協会ホームページから印刷できるようにする予定です。

※ 駐車車両制限表示プレートは、協会本部で販売します。

販売価格(消費税別) 会員：1,500円、 会員外：3,000円

- ・浄化槽メーカーが発行するものです。
- ・設置届出書等に添付して提出します。

資料 1

● 一般財団法人日本建築センターのFRP 評定書の例



BCJ 評定 - PA0065-02

評 定 書

株式会社
代表取締役 様

評定申込みのあった浄化槽に用いられる構造方法については、当財団 FRP 評定委員会（委員長：邊 吾一）において慎重審議を行った結果、平成 25 年 2 月 6 日付け評定報告書（BCJ-PA0065-02）の通り、構造耐力上支障ないものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より平成30年2月5日までとします。

平成 25 年 2 月 6 日

一般財団法人日本建築センター
理事長 松野 仁




記

1. 件 名 浄化槽 型、 型
2. 槽の種類 角形横置槽
3. 設 計 者 株式会社
4. 製造管理者 株式会社： 及び指定製造会社
5. 施工管理者 株式会社： 及び指定施工会社
6. 建設地条件

長期許容地耐力	30 kPa 以上	
垂直最深積雪量	1.0 m以下の地域	
積載荷重	駐車場以外	1.8 kPa 以下
	駐車場	総重量 2t以下の車両
最高地下水位	地盤面下 30 cmまで	
設置方法	地下埋設及び地上設置	
基礎床版の位置 (最深埋設時)	地盤面下 1.88m (かさ上げ 300 mmの場合)	

- ・浄化槽メーカーが発行するものです。
- ・設置届出書等に添付して提出します。

資料 2

支柱省略工事を行う場合の工事仕様書 (例)

下記の浄化槽を共通要件に基づき施工する場合において、当社が別途指示する工事の仕様は下記のとおりです。

記

型式・人槽	項目	施工仕様
型式（ABC型） （5・7・10人槽）	上部スラブの広さ	土肩に200mm以上かかる広さとすること。

共通要件(鹿児島県浄化槽推進市町村協議会及び一般社団法人鹿児島県環境保全協会が定める要件)

(1) 支柱省略工事を行うことができる要件	
① 浄化槽の種類	・一般財団法人日本建築センターの駐車場設置に関するFRP評定を取得した浄化槽であること。
② 建築物の用途等	・原則として戸建ての専用住宅であること。 ・貸家住宅又は建売住宅でないこと。
③ 駐車する車両の重量	・車両総重量（積載重量を含む）が2,000kg以下であること。
④ 駐車場の利用状況	・不特定の車両が利用するものでないこと。
(2) 支柱省略工事を行う場合の工事仕様	
① 浄化槽の設置位置	・マンホールの上に車輪が直接乗らないように設置すること。
② 上部スラブ工事	・広さは浄化槽メーカーの指示する仕様とすること。 ・高さ及び配筋等は、浄化槽適正工事マニュアル（一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行）に示す標準施工の場合と同等以上とすること。
③ 基礎底盤工事	・浄化槽適正工事マニュアル（一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行）に示す標準施工の場合と同等以上とすること。
④ 駐車車両制限の表示	・車両総重量（積載重量を含む）が2,000kgを超える車は駐車できないことを表示したプレート（耐候性、耐久性を備えたもの）を駐車場の見やすい位置に設置すること。
⑤ その他	・その他の工事仕様については、浄化槽適正工事マニュアル（一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行）によること。 ・浄化槽メーカーから特に指示がある場合は、それによること。

平成 年 月 日

浄化槽メーカー名
鹿児島営業所長

印

- ・浄化槽設備士が工事完成後にチェックします
- ・市町村に提出を求められる場合があります

資料 3

支柱省略工事の完了チェックリスト

検 査 箇 所	チ ェ ッ ク 項 目	欄
1. 設置する浄化槽の種類	一般財団法人日本建築センターの 駐車場設置に関するFRP評定を取 得した浄化槽であるか。	
2. 建築物の状況	戸建ての専用住宅または、それに 準ずる施設であるか。(貸家住宅又 は建売住宅でないこと。)	
3. 設置する駐車場の状況	特定された車両のみが利用する 駐車場であるか。	
4. 駐車する車両の重量	車両総重量(積載重量を含む)が 2,000kg以下であるか。(車検証を確 認すること。)	車種 () 車両総重量 () kg
5. 浄化槽の設置位置	マンホールの上に車輪が直接乗 らないように設置したか。	
6. 上部スラブの施工状況	浄化槽の上部スラブは、浄化槽メ ーカースが示した工事仕様の通りに 施工したか。	掘削寸法 (×) スラブ寸法 (×)
7. その他メーカーが指 示する工事	その他、メーカーが別途指示する 仕様がある場合は、それに基づき工 事をしたか。	
8. 駐車車両制限表示プレ ートの設置	車両総重量(積載重量を含む)が 2,000kgを超える車は駐車できない ことがわかるように適切なプレート を設置したか。	プレート設置場所 ()
9. 設置者(使用者)への 説明	浄化槽の上に駐車することができる 車両の重量制限等について設置者に説 明をしたか。	説明を受けた人 ()

設置者氏名 _____

設置者住所 _____

上記のとおり確認したことを証します。

年 月 日

浄化槽工事業者名

印

担当浄化槽設備士氏名

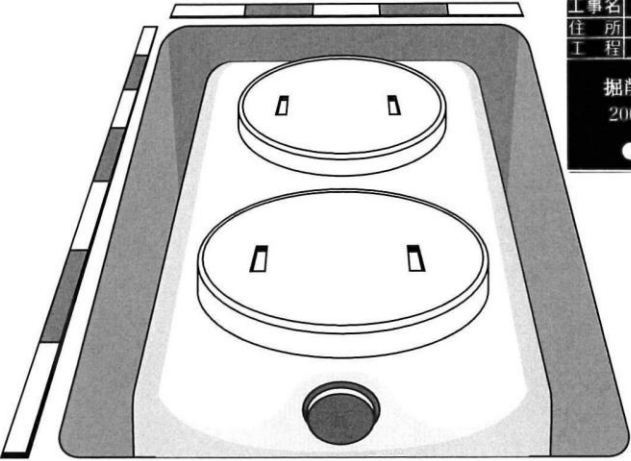
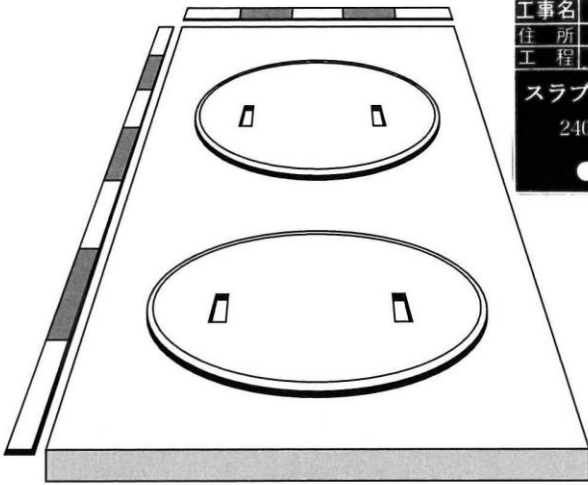
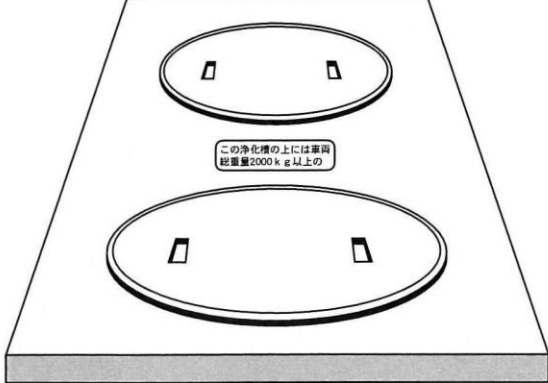
印

(浄化槽設備士免状の交付番

)


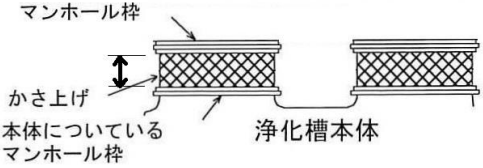
- ・浄化槽設備士が作成します。
- ・市町村に提出を求められる場合があります。

支柱省略工事の状況を示す写真

<p>【写真11】 掘削寸法がわかる写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽を据付けた状態で、掘削前の土肩の寸法がわかるようにスケールを置いて写す。 ・黒板に寸法を記入する。 <p>*縦・横の寸法が明確に読み取れるように写すこと。 *写真が1枚に収まらない場合は、2枚に分けて写すこと。</p> <p>・黒板</p>	 <table border="1" data-bbox="1204 369 1444 537"> <tr> <td>工事名</td> <td>●●●●●邸</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>●●町●●●●1234</td> </tr> <tr> <td>工程</td> <td>浄化槽据付け</td> </tr> <tr> <td>掘削幅</td> <td>2000 mm × 3000 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●●設備工業</td> </tr> </table>	工事名	●●●●●邸	住所	●●町●●●●1234	工程	浄化槽据付け	掘削幅	2000 mm × 3000 mm		●●設備工業
工事名	●●●●●邸										
住所	●●町●●●●1234										
工程	浄化槽据付け										
掘削幅	2000 mm × 3000 mm										
	●●設備工業										
<p>【写真12】 スラブの寸法がわかる写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上部スラブが、掘削前の土肩にメーカーの指定する寸法以上掛かっていることがわかるようにスケールとともに写す。 ・黒板に寸法を記入する。 <p>*縦・横の寸法が明確に読み取れるように写すこと。 *写真が1枚に収まらない場合は、2枚に分けて写すこと。</p> <p>・黒板</p>	 <table border="1" data-bbox="1173 974 1444 1164"> <tr> <td>工事名</td> <td>●●●●●邸</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>●●町●●●●1234</td> </tr> <tr> <td>工程</td> <td>スラブ工事</td> </tr> <tr> <td>スラブ寸法</td> <td>2400 mm × 3400 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●●設備工業</td> </tr> </table>	工事名	●●●●●邸	住所	●●町●●●●1234	工程	スラブ工事	スラブ寸法	2400 mm × 3400 mm		●●設備工業
工事名	●●●●●邸										
住所	●●町●●●●1234										
工程	スラブ工事										
スラブ寸法	2400 mm × 3400 mm										
	●●設備工業										
<p>【写真13】 「駐車車両制限表示プレート」を見やすい位置に設置したことがわかる写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「駐車車両制限表示プレート」を設置した位置がわかるように写す。 											

2 その他の主な改正点

浄化槽適正工事マニュアルのその他の主な改正点は、下表のとおりです。

旧冊子 ページ	主 な 変 更 内 容	理 由 等
P 10	①上部スラブ施工時における <u>ポリエチレンフィルム</u> の敷設を省略した。	
P 23	②車が通る場所に設置するマスの防護蓋の設置は、 <u>原則として設置すること</u> とした。（「原則として」を挿入した。）	<ul style="list-style-type: none"> ● マスに関する事項であるので、特殊工事のところにあったものをここに移動した。 ● 設置の必要がない場合もあるので「原則として」とした。
P 26	③排水ヘッダーにトイレ排水を接続する場合には、 <u>排水ヘッダーの起点箇所</u> とするとして <u>規定を削除</u> した。	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管工事が複雑になる場合があるので削除した。
P 28	④やむを得ず排水を床下で接続する場合、排水の合流点はインバートマスに限定せず <u>掃除口でもよいもの</u> とした。	
	⑤前述④の場合、掃除口等の床上までの立ち上げは、 <u>原則として</u> とした。（「原則として」を挿入した。）	
P 32	⑥ポンプ槽には、機器類の腐食防止のため原則として <u>排気管を設けること</u> とする規定を追加した。	<ul style="list-style-type: none"> ● 消毒槽からの塩素ガス流入によるポンプ槽の電気ケーブルや金属等の腐食を防止するため。
P 32	⑦屋外コンセントの取り付け高さは、地上又は床面から <u>30 c m以上とする</u> こととする規定を追加した。	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気技術内線規程 3 2 0 2 - 2 条 6 に規定されている。
P 46	⑧工事写真のうち、「写真 9 嵩上げ工事の写真」は、バルブまでの高さを示す写真ではなく、 <u>嵩上げの高さがわかるようにスケールを当てた写真に変更</u> した。	<ul style="list-style-type: none"> ● 嵩上げが 3 0 c m 以内であることがわかる写真とする。
		

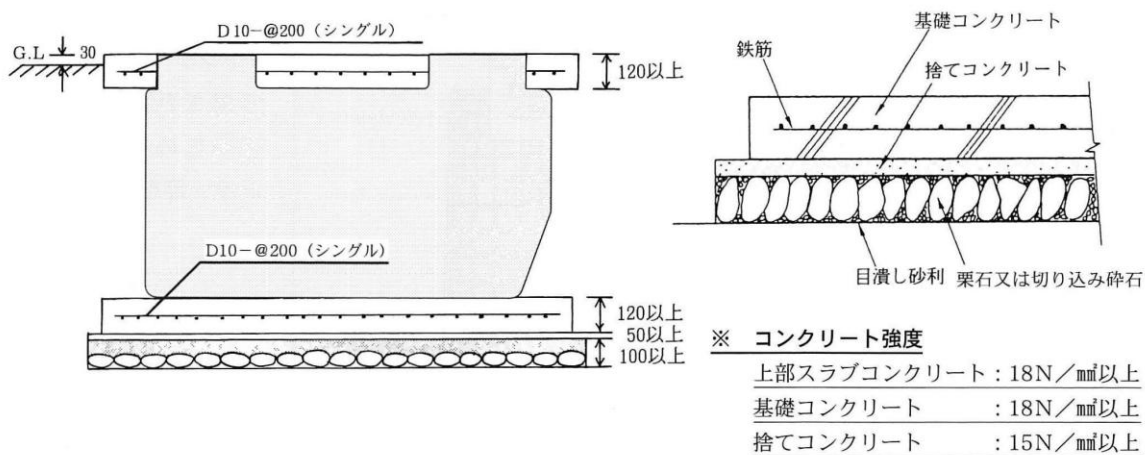
浄化槽適正工事マニュアル（抜粋）
 （一般社団法人鹿児島県環境保全協会及び鹿児島県浄化槽推進市町村協議会発行）

表3 基礎等の厚さ（標準施工の場合の例）

（単位：mm）

基礎	栗石又は切り込み砕石		100以上
	捨てコンクリート		50以上
	鉄筋コンクリート	コンクリートの広さ	浄化槽の外形寸法以上
		コンクリートの厚さ	120以上
	配筋	D10-@200（シングル）	
上部スラブ	鉄筋コンクリート	コンクリートの厚さ	120以上
		配筋	D10-@200（シングル）
	開口補強筋		4-D10以上（シングル）

図3 基礎等の厚さ



○ 捨てコンクリート工事について

- ・ 捨てコンクリートは、地盤の上に新しい水平面の基準を設けるために行う。
- ・ また、その上に型枠、槽本体の位置、槽本体の固定金具や浮上防止金具の取付け位置の墨出しを行う。
- ・ 墨出しは、実物大の設計図の役目があり、それに沿って工事を進める。
- ・ 深く掘りすぎた場合は、捨てコンクリートで高さの調節を行い、砕石や目潰し砂利で調整しない。